

40. 内視鏡用送水装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061010994	その他の内視鏡用医用電気機器	新規fb107	内視鏡用送水装置	体腔又は体内腔又は管腔の内視鏡による観察を容易にするために、送水することを目的とした内視鏡装置をいう。適切な内視鏡及びその付属品とともに用いる。

41. 内視鏡用送気送水装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061010994	その他の内視鏡用医用電気機器	新規fb108	内視鏡用送気送水装置	体腔又は体内腔又は管腔の内視鏡による観察を容易にするために、送気及び送水することを目的とした内視鏡装置をいう。適切な内視鏡及びその付属品とともに用いる。

42. 送気送水機能付内視鏡用光源・プロセッサ装置基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061010024	光源・プロセッサ装置	34540002	送気送水機能付内視鏡用光源・プロセッサ装置	内視鏡(主としてビデオ内視鏡)とともに使用することを目的とし、光源と処理ユニットの両方の機能を果たす専用の外部電源式装置をいう。本装置は、手術野及び体腔の観察、及びモニタに表示する信号の処理のための電子画像信号の受信の光源となる。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。本装置は送気送水機能を有する。
061010024	光源・プロセッサ装置	35158002	送気送水機能付外部電源式内視鏡用光源装置	硬性又は軟性内視鏡(腹腔鏡、胃鏡等)とその付属品の使用時に、手術野及び体腔の観察のために光を供給する専用の外部電源式装置をいう。内視鏡に接続した光ファイバ光源ケーブルを経て、組織の加熱を最小限にしながら観察・処置部に光源を供給する。主電源からの電気が供給される。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。本装置は送気送水機能を有する。
061010024	光源・プロセッサ装置	35906002	送気送水機能付バッテリー式内視鏡用光源装置	硬性又は軟性内視鏡(腹腔鏡、胃鏡等)とその付属品の使用時に、手術野及び体腔の観察のために光を供給する専用のバッテリー式装置をいう。内視鏡に接続した光ファイバ光源ケーブルを経て、組織の加熱を最小限にしながら観察・処置部に光源を供給する。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。本装置は送気送水機能を有する。

43. 再使用可能な内視鏡処置用能動器具基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061012028	高周波処置具類	35623000	再使用可能な電気手術向け内視鏡用スネア	内視鏡治療時に高周波電流を利用して組織及びポリープを結さつ、焼灼、切断する用具をいう。絶縁挿入シース、スネアループ(シース先端に取り付けられている)、操作ワイヤ(ループとハンドルに接続されている)、ハンドル(操作ワイヤを制御する)から構成される。操作ワイヤの近位端は高周波供給装置に接続されている。本品は再使用可能である。
061012028	高周波処置具類	37085000	内視鏡用ワーキングエレメント	内視鏡のコンポーネントで、機能を果たすためにいくつかの部品から構成されるものをいう。本品は適切な硬性内視鏡への内視鏡電極挿入の補助に用いる。電極のカッティングパスを能動的又は受動的に活性化させることもできる。
061012998	その他の内視鏡用能動処置具	37155000	電気手術向け内視鏡用熱ダイオード	内視鏡治療時に内視鏡とともに用いる専用の装置をいう。遠位端に熱ダイオードが内蔵されている。卵管閉鎖による女性の避妊又は出血組織の凝固等に用いる。遠位端に凝固用電極又は把持鉗子等の様々な器具を備えたものもある。
061012028	高周波処置具類	新規fb5003	再使用可能な一般高周波処置用内視鏡能動器具	内視鏡下で、高周波を用いて組織の切開・凝固を行うアクティブ電極、発熱素子の通電・発熱により切開・凝固を行うプローブ、導電コード類とその関連付属品をいう。医師の目視下または鏡視下で切開・凝固を行う機器である。腫瘍の縮小等の特定の治療効果を目的としない。高周波以外のエネルギーを併用使用しない。アルゴンガスのような特定の作用を持つ物質を併用使用しない。追加選択手段以外の自動的に出力を開始(on)、自動増する機能を持たない。内視鏡のワーキングチャンネル又は別ルートから挿入するものがある。本品は再使用可能である。

44. 単回使用内視鏡処置用能動器具基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061012028	高周波処置具類	38827000	単回使用電気手術向け内視鏡用スネア	内視鏡治療時に高周波電流を利用して組織及びポリープを結さつ、焼灼、切断する用具をいう。絶縁挿入シース、スネアループ(シース先端に取り付けられている)、操作ワイヤ(ループとハンドルに接続されている)、ハンドル(操作ワイヤを制御する)から構成される。操作ワイヤの近位端は高周波供給装置に接続されている。本品は単回使用である。
061012028	高周波処置具類	新規fb5006	単回使用一般高周波処置用内視鏡能動器具	内視鏡下で、高周波を用いて組織の切開・凝固を行うアクティブ電極、発熱素子の通電・発熱により切開・凝固を行うプローブ、導電コード類とその関連付属品をいう。医師の目視下または鏡視下で切開・凝固を行う機器である。腫瘍の縮小等の特定の治療効果を目的としない。高周波以外のエネルギーを併用使用しない。アルゴンガスのような特定の作用を持つ物質を併用使用しない。追加選択手段以外の自動的に出力を開始(on)、自動増する機能を持たない。内視鏡のワーキングチャンネル又は別ルートから挿入するものがある。本品は単回使用である。

45. 硬性レゼクトスコープ基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061006023	泌尿器用硬性内視鏡	35301000	硬性レゼクトスコープ	前立腺肥大の観察、診断、治療及び特に切除に用いる内視鏡をいう。通常、硬性の外筒、広角の光学視管、ワーキングエレメント、電気手術用ワイヤループ電極から構成される。

46. 硬性ヒステロレゼクトスコープ基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061006993	その他の硬性内視鏡	新規fb106	硬性ヒステロレゼクトスコープ	子宮内組織の観察、診断、治療及び特に切除に用いる内視鏡をいう。通常、硬性の外筒、広角の光学視管、ワーキングエレメント、電気手術用ワイヤループ電極から構成される。

47. 超音波内視鏡基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061008001	超音波内視鏡	70118000	超音波軟性腹腔鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による腹部の観察、診断、治療、超音波プローブによる腹部の検査に用いるものをいう。腹壁の人工開口部から挿入する。光ファイバ管束を備えたファイバスコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。
061008001	超音波内視鏡	36951000	超音波軟性胃十二指腸鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による食道から胃、十二指腸へ至る上部消化管の観察、診断、治療、超音波プローブによる粘膜、胆嚢、膵臓、胃等、及び周辺器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバスコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。
061008001	超音波内視鏡	36963000	超音波硬性腹腔鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による腹部の観察、診断、治療、超音波プローブによる腹部の検査に用いるものをいう。腹壁の人工開口部から挿入する。挿入部は硬性であり、光ファイバ管束を備えたファイバスコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。
061008001	超音波内視鏡	37223000	超音波軟性十二指腸鏡	超音波プローブを内蔵したと内視鏡で、内視鏡による食道から近位十二指腸の上部消化管の観察、診断、治療、超音波プローブによる粘膜、胆嚢、膵臓、胃等、及び周辺器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバスコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。
061008001	超音波内視鏡	38807000	超音波軟性大腸鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による直腸から結腸、盲腸に至る下部消化管の観察、診断、治療、超音波プローブによる粘膜等の器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバスコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。
061008001	超音波内視鏡	70128000	超音波軟性気管支鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による気管支、肺の観察、診断、治療、超音波プローブによる気管支、肺、及びその周辺器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバスコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。光ファイバ管束と電荷結合素子(CCD)を組み合わせたものもある。

48. 超音波内視鏡観測システム基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
061008001	超音波内視鏡	新規fb118	超音波内視鏡観測システム	超音波内視鏡画像撮影に使用するための専用のシステムをいう。超音波内視鏡及び超音波画像診断装置から構成される。システムは、超音波情報の収集、表示、及び分析に使用する多種多様なトランスデューサ及び関連するアプリケーションソフトウェアパッケージをサポートしている。一般的な用途は、特定のソフトウェアパッケージ及び互換性のある超音波トランスデューサによって決まり、産婦人科、消化器、気管支、泌尿器、腹腔、胸腔、ドブラ又はカラードブラなどの画像撮影がある。

49. 義歯床用軟質裏装材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200602998	その他の義歯床用レジン	17610000	義歯床用軟質裏装材	義歯床用裏装材で硬化後の性状が軟らかいものをいう。

50. 暫間義歯床用レジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200602998	その他の義歯床用レジン	70489000	暫間義歯床用レジン	治療用複製義歯、暫間義歯等を作製するために用いるレジンを用いる。

51. 義歯床補修用レジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200604006	義歯床補修用レジン	70492000	義歯床補修用レジン	各種の重合法によって義歯床の裏装、改床又は破折義歯床の補修に用いるレジンを用いる。

52. 歯科用陶材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200404020	歯科用陶材	70462000	歯科用陶材	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、焼成するものをいう。粉末又はペースト状のものがある。歯科メタルセラミック修復用陶材を除く。

53. 歯科鑄造用セラミックス基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200404062	歯科鑄造用セラミックス	70464000	歯科鑄造用セラミックス	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、遠心力又は圧力によって鑄型に注入し、成型するものをいう。鑄造後に結晶化するものを含む。

54. 歯科射出成型用セラミックス基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200404088	歯科射出成型用セラミックス	70465000	歯科射出成型用セラミックス	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、射出成型法で成型し、焼成するものをいう。

55. 歯科切削加工用セラミックス基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200404990	その他の歯科用セラミックス	70466000	歯科切削加工用セラミックス	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニットで切削加工するセラミック製ブロックをいう。

56. 歯科用暫間被覆冠成形品基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200406066	暫間被覆レジン歯	34976000	歯科用暫間被覆冠成形品	一般にステンレス鋼、アルミニウム又はレジンで作られた人工歯冠をいう。損傷歯又は支台形成歯に被覆し、暫間的な保護修復物として用いる。

57. 高分子系歯冠用着色材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200499006	その他の歯冠材料	70476000	高分子系歯冠用着色材料	高分子系歯冠材料等の色調を天然歯に調和させるために用いるレジン系着色材料等をいう。

58. 歯科用被覆冠成形品基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200499006	その他の歯冠材料	70484000	歯科用被覆冠成形品	一般にステンレス鋼、アルミニウム又はレジンで作製した既製の人工歯冠をいう。暫間的に用いるものを除く。

59. 歯科切削加工用レジン材料基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200499006	その他の歯冠材料	70483000	歯科切削加工用レジン材料	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するレジン系材料で、歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニットで切削加工するレジン製ブロックをいう。

60. 歯科接着用レジンセメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200802088	歯科接着用レジンセメント	70496000	歯科接着用レジンセメント	レジン又は無機質粉末を含むレジンを中心とする材料で、補綴物等の接着に用いるものをいう。歯科用象牙質接着材料、歯科用エッチング材等を含むことがある。医薬品を含むものを除く。

61. 高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料	31750000	高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材	ブラケット接着レジン・歯面調整材とは、歯列矯正用ブラケットを歯面へ合着するために用いる、ポリメチルメタクリレート等からなる接着材料をいう。医薬品を含むものを除く。

62. 歯科高分子系接着材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料	34782000	歯科高分子系接着材	酸処理したエナメル質へのコンポジット修復材の機械的な接着を補助するために用いるフィラーを含まないレジンを用いる。

63. 歯科用象牙質接着材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料	42483000	歯科用象牙質接着材	主にコンポジット充填材、修復物又は合着材の象牙質接着を促進するために用いる材料を用いる。エナメル質に対する接着材として用いることもできる。医薬品を含むものを除く。

64. 歯科充填用アクリル系レジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804994	その他の歯科充填用材料	70513000	歯科充填用アクリル系レジン	アクリル酸エステル単量体及び重合体を主体とする材料を用いる。練和により化学的に重合したり、外部エネルギーにより重合する。主として歯牙窩洞の充填修復又は人工歯冠の補修に用いる。医薬品を含むものを除く。

65. 歯科用コンポジットレジンセメント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200802088	歯科接着用レジンセメント	70497000	歯科用コンポジットレジンセメント	レジン又は無機質粉末を含むレジンを中心とする補綴物等の合着用材料で、歯質に対する接着性を有しないものをいう。医薬品を含むものを除く。

66. 歯科間接修復用コンポジットレジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804994	その他の歯科充填用材料	70512000	歯科間接修復用コンポジットレジン	レジンと無機質フィラー又は複合フィラーを主体とする外部エネルギーにより重合する材料をいう。窩洞形成後の歯牙又はその模型上でクラウン、インレー等を成型し、重合することによって修復物を作製するものである。医薬品を含むものを除く。

67. 歯科セラミックス用接着材料基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200499006	その他の歯冠材料	70477000	歯科セラミックス用接着材料	歯科用陶材又はセラミックスで作製した歯科修復物又は機器と、レジン系材料とを接着するために用いる材料をいう。

68. 歯科レジン用接着材料基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200499006	その他の歯冠材料	70478000	歯科レジン用接着材料	レジン系補綴物又は矯正用ブラケットを接着するために用いる材料をいう。

69. 歯科用エッチング材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料	36153000	歯科用エッチング材	コンポジットレジン、接着材又は小窩裂溝封鎖材の維持のために表面を処理する水溶液又はゲル状の酸をいう。

70. 歯科金属用接着材料基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
209999004	他に分類されない歯科材料	70569000	歯科金属用接着材料	金属と、レジン系歯科材料とを接着するために用いる材料をいう。

71. アクリル系レジン歯基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200406024	アクリル系レジン歯	70468000	アクリル系レジン歯	義歯に植立するアクリル系レジン製の既製人工歯をいう。通常、各種の寸法、形態、色調に応じ、前歯部(上・下顎別)又は臼歯部(上・下顎別)のセットで提供する。

72. 歯科用インプレッションコンパウンド基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
201002087	歯科用インプレッションコンパウンド	34799000	歯科用インプレッションコンパウンド	口腔内の印象を採得するために用いる熱可塑性印象材をいう。天然樹脂、フィラー及び潤滑材の混合物からなる。

73. アクリル系歯冠用レジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200408028	アクリル系歯冠用レジン	70472000	アクリル系歯冠用レジン	メタクリル酸エステル単量体及び重合体等を主成分とし、各種の重合法によって歯冠部の修復、暫間被覆冠の作製等に用いる材料をいう。

74. 歯冠用硬質レジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200408044	歯冠用硬質レジン	70473000	歯冠用硬質レジン	メタクリル系モノマー、メタクリル系ポリマー、無機質フィラー、複合フィラーのいずれか1種類以上を含む粉末、液又はペーストから成り、各種の重合法によって歯冠部の修復、暫間被覆冠の作製等に用いる材料(アクリル系歯冠用レジンよりも硬質のもの)をいう。着色材料等の関連材料を含むことがある。

75. 義歯床用短期弾性裏装材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200602060	義歯床用短期弾性裏装材	34769000	義歯床用短期弾性裏装材	義歯床用弾性裏装材で短期に使用するものをいう。

76. 義歯床用長期弾性裏装材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200602086	義歯床用長期弾性裏装材	34770000	義歯床用長期弾性裏装材	義歯床用弾性裏装材で長期に使用するものをいう。

77. 歯科充填用コンポジットレジン基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200804024	歯科充填用コンポジットレジン	70504000	歯科充填用コンポジットレジン	レジン及び無機質フィラー又は複合フィラーを主体とする材料をいう。練和により化学的に重合したり、外部エネルギーにより重合する。主として歯牙窩洞の充填修復又は人工歯冠の補修に用いる。医薬品を含むものを除く。

78. 歯科用テンポラリーストップング基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200806028	歯科用テンポラリーストップング	70524000	歯科用テンポラリーストップング	ガッタパーチャ等の高分子材料、ろう、酸化亜鉛等を主成分とする仮封用材料をいう。

79. 歯科用根管充填ポイント基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200810029	歯科用根管充填ポイント	34791000	歯科用根管充填ポイント	根管の充填に適した金属又は高分子製のポイントやコーンをいう。補綴物の根管支持用又は歯冠修復用の材料ではない。
200810045	歯科用根管充填固状材料	70530000	歯科用根管充填固状材料	根管に充填する固状の材料をいう。

80. 歯科メタルセラミック修復用陶材基準適用品目の一般的名称及びその定義

旧コード	旧一般的名称	新コード	新一般的名称	定義
200404046	歯科金属焼付用陶材	70463000	歯科メタルセラミック修復用陶材	歯科メタルセラミック修復物を作製するために用いる陶材で、金属製の歯冠上に築盛し、焼成するものをいう。粉末又はペースト状のものがある。